

徳島県告示第六百五十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和二年十月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所						サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	種類	所在地	種類	指定年月日		
社会福祉法人圭和会	徳島市丈六町小谷四六番一	ヘルパーステーションきずな	徳島市丈六町小谷四六番一	訪問介護	同	訪問介護	令和二年十月一日		
特定非営利活動法人どりーまあサービス	同 末広二丁目一番八〇号	ひだまり訪問看護ステーション	同 国府町早淵三五・一サ	訪問看護	同	訪問看護	同		
医療法人青樹会	同 丈六町行正二七番地一	医療法人青樹会城南病院	同 丈六町行正二七番地一	居宅療養管理指導	同	居宅療養管理指導	同		
株式会社ツクイ	同 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目六番一号	ツクイ徳島田宮	同 北田宮一・七・一七	通所介護	同	通所介護	同		

社会福祉法人すだち会		
徳島市大原町大神子一九番		
余慶 ショートステイベクセル	ツクイ徳島西須賀	
同 大原町余慶一番地五	同 一八 西須賀町下中須八四	
活介護 短期入所生	同	
同	同	